

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【事業年度】	第46期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	全国不動産信用保証株式会社
【英訳名】	National Real Estate Guarantee Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬場 研治
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿1丁目26番6号 新宿加藤ビルディング
【電話番号】	(03) 3358 - 3211 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村利久
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿1丁目26番6号 新宿加藤ビルディング
【電話番号】	(03) 3358 - 3211 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村利久
【縦覧に供する場所】	全国不動産信用保証株式会社 大阪支店 (大阪市中央区南船場2丁目6番3号 第2 . B S BUILDING)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	135	158	160	206	210
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	111	116	155	874	50
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	145	103	148	808	47
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
発行済株式総数 (株)	102,000	102,000	102,000	102,000	102,000
純資産額 (百万円)	3,120	2,907	2,382	2,179	2,060
総資産額 (百万円)	3,149	3,058	3,650	3,403	3,345
1株当たり純資産額 (円)	30,585.89	28,499.39	23,356.41	21,359.76	20,193.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 ( ) (円)	1,422.02	1,006.28	1,455.08	7,919.58	458.93
潜在株式調整後1株当たり当期利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	99.1	95.1	65.3	64.0	61.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	133	268	103	127	125
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	364	148	9	425	42
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	0	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	662	542	653	951	868

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
従業員数 〔外、平均臨時雇用 者数〕 (人)	7 〔 2〕	7 〔 2〕	7 〔 3〕	7 〔 3〕	7 〔 2〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等が含まれております。
3. 当社は、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【沿革】

昭和46年12月	宅地建物取引業法第41条に定める前金の保全を目的とし、同法第51条による国土交通大臣の指定保証機関として、主要都市銀行並びに社団法人全国住宅地協会連合会が母体となり大阪市北区兎我野町142番地において、資本金8億1千万円をもって設立された。
昭和47年3月	資本金2億1千万円増資し、新資本金10億2千万円になった。
昭和48年4月	本店を東京都新宿区西新宿4丁目32番22号 野村ビルに移転した。
昭和63年11月	宅地建物取引業法の改正施行により「前金保証」は「手付金等保証」と改められ、宅地建物取引業法による国土交通大臣の指定保管機関として認可を受けた。
平成2年4月	本店を東京都新宿区新宿1丁目7番1号 新宿171ビルに移転した。
平成8年8月	本店を東京都新宿区新宿1丁目26番6号 新宿加藤ビルディングに移転し現在に至る。

## 3【事業の内容】

当社は、宅地建物取引業法第51条の規定に基づく指定保証機関及び同法第63条の3の規定に基づく指定保管機関として、国土交通大臣の各指定を受けております。同法第41条の規定では、宅地建物取引業者は宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行う当該工事に係る宅地又は建物の売買でみずから売主となるものに関して、買主から売買代金の5%をこえるか、もしくは1千万円をこえる手付金等を受領する場合、また、同法第41条の2の規定では、完成物件について、買主から売買代金の10%をこえるかもしくは1千万円をこえる手付金等を受領する場合、それぞれ国土交通大臣が指定する者等による手付金等の保全措置を講ずることが義務付けられております。当社は当該手付金等に係る保証業務並びに保管業務を専業とし、他に国土交通大臣の認可を得て、住宅ローン保証業務、不動産取引に関する手付金保証（媒介保証）業務を行っております。従って、保証にかかる保証料、手数料並びに調査料等収入を主とし、他に資金の運用益が収入源となります。

なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しております。

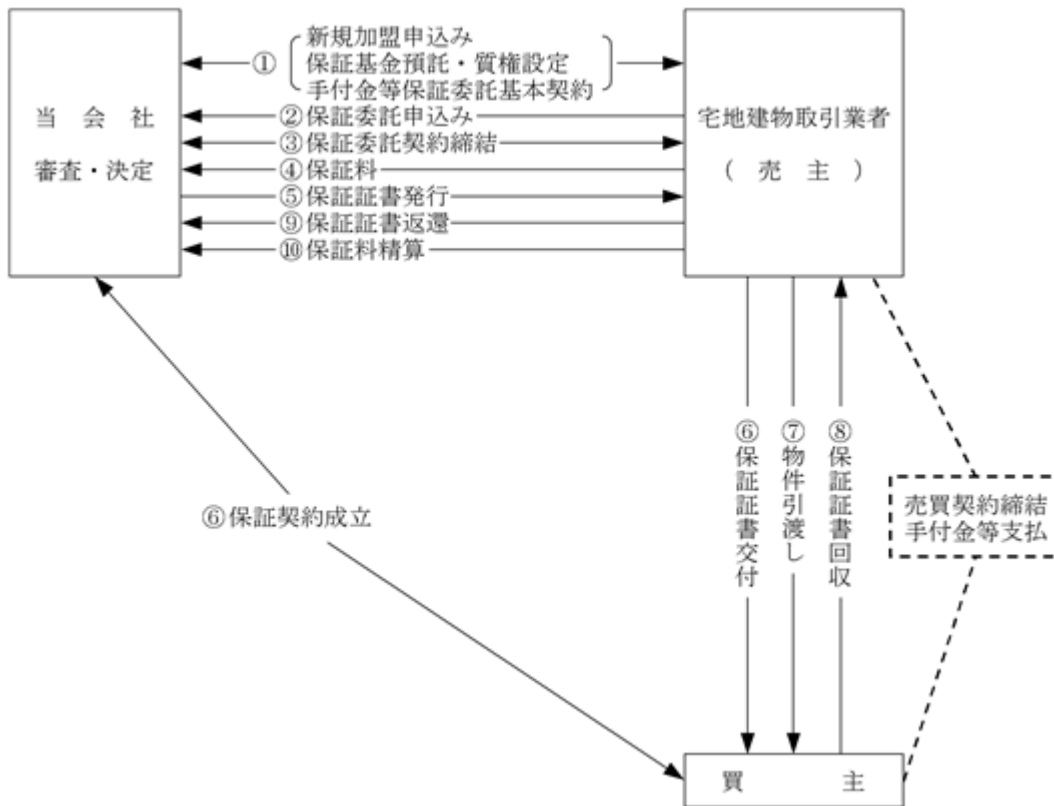
一．手付金等保証業務の内容

宅地建物取引業者（以下「売主」という。）が工事完成前の宅地又は建物等を販売し、買主から売買代金の5%をこえるか、もしくは1千万円をこえる手付金等を受領する場合、または、工事完成後の宅地又は建物等を販売し、買主から売買代金の10%をこえるか、もしくは1千万円をこえる手付金等を受領する場合に、物件の引渡しが終了するまでに当会社が手付金等の返還債務を売主と連帯して保証することにより、買主のために当該手付金等を保全するための保証事業であります。

当会社の行う手付金等保証事業は以下のとおり行います。

- (1) 売主より新規加盟の申込みを受け、当会社において審査の結果適格と認められたものについて加盟申込みを承諾する。売主より保証基金の預託を受け、質権設定手続きが完了後、当会社と売主間で手付金等保証委託基本契約を締結する。
- (2) 売主から一事業物件ごとに保証委託の申込みを受け、当会社において審査の上適格と認められたものについて保証決定をする。
- (3) 当会社と売主間において保証委託契約を締結する。
- (4) 売主は当会社に概算保証料の払い込みを行い、当会社に保証証書の発行依頼をする。
- (5) 当会社は、既に締結された手付金等保証委託契約の範囲内で、売主に保証証書を発行する。
- (6) 売主が買主に対し保証証書を交付すると、当会社と買主間で手付金等保証契約が成立する。
- (7) 保証対象物件の引渡しが終了すると、(8) 売主は買主より保証証書を回収の上、(9) 当会社へ返還する。(10) 全ての保証証書の返還が終了すると、売主と当社間で概算保証料の精算を行う。

以上の手続きの流れを図にすると次のとおりであります。



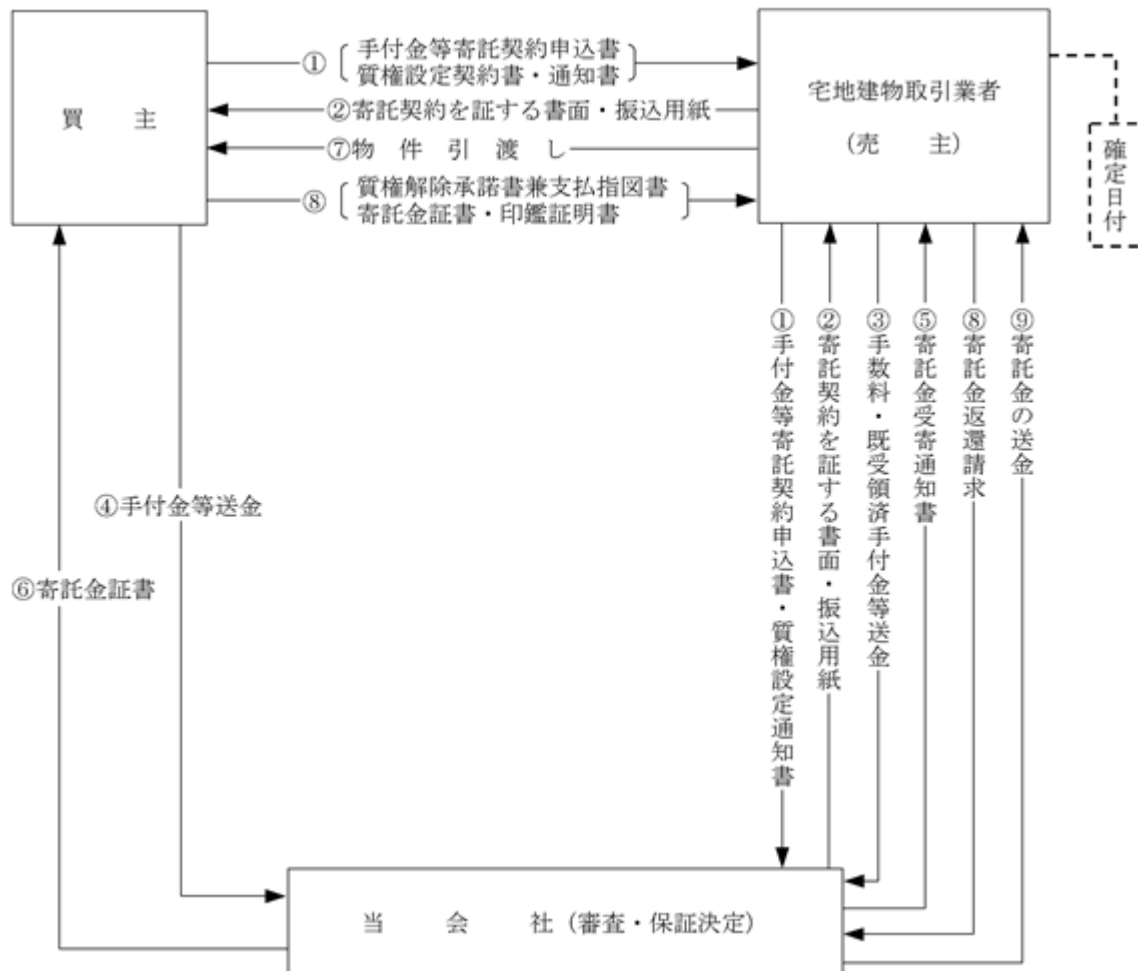
二．手付金等保管事業

宅地建物取引業者（以下「売主」という。）が、工事完成後の宅地又は建物等を販売し、買主から売買代金の10%をこえるか、もしくは1千万円をこえる手付金等を受領する場合に、当社が売主と買主の連名で手付金等の寄託契約の申込みを受け、当社が売主より当該手付金等を寄託金として代理受領し保管することにより、物件引渡しまで当該手付金等を保全する事業であります。

当社の行う手付金等保管事業は以下のとおり行います。

- (1) 売主は買主と連名で、手付金等寄託契約申込書を当社へ提出する。同時に売主・買主間で売主の当社に対する寄託金返還請求権を質物とする質権設定契約を締結し、公証人の確定日付を得た上で質権設定通知書を当社へ提出する。当社において提出書類を確認し、寄託申込みを受諾すると、(2) 売主には寄託契約を証する書面・振込用紙を送付し、買主には同じく寄託契約を証する書面・振込用紙を売主経由で送付する。
- (3) 売主は当社に手数料を支払うほか、買主より既に受領した手付金等があれば当該手付金等を当社の保管金口座へ送金する。(4) 買主は今回支払う予定の手付金等を、当社の保管金口座へ送金する。当社は売主（寄託者）から授与された代理受領権限に基づき、当該手付金等を受領する。(5) 当社で入金を確認すると売主には寄託金受寄通知書を送付し、(6) 買主には寄託金証書を送付する。(7) 買主に物件の引渡しが行われると、(8) 売主は買主より質権解除の承諾を得た上、寄託金の振込先銀行口座を指定して当社に対して寄託金の返還請求をする。なお、この手続きは質権解除承諾書兼寄託金支払指図書に売主・買主が署名・押印し、寄託金証書・印鑑証明書を添付して当社に申し出る。(9) 当社では上記書類を確認の上、指定された銀行口座に寄託金の送金をする。

以上の手続きを図にすると次のとおりであります。



三．住宅ローン保証事業

住宅ローン保証事業には次の3種類があります。

(一) 提携住宅ローン保証事業（昭和50年5月17日国土交通大臣承認）

提携住宅ローン保証業務の内容は、宅地又は建物の買主が売主の保証で、その購入資金を金融機関から借入れる契約を締結する場合において、買主が売主に対して負担する求償債務を当社が保証するものであります。

現在、当保証は行っておりません。

(二) 自社ローン保証事業（昭和52年9月2日国土交通大臣承認）

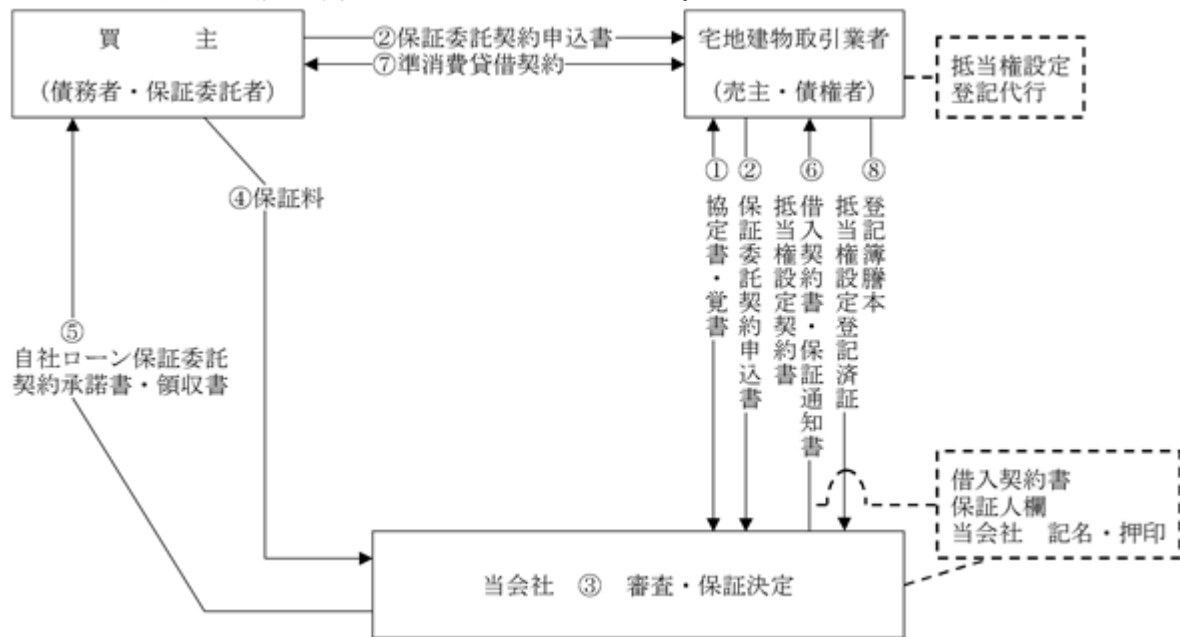
自社ローン保証業務の内容は、宅地又は建物の買主が売主からその購入資金の一部を借入れる金銭消費貸借契約を締結する場合において、当該契約に基づく買主の売主に対する債務を当社が保証するものであります。

当会社の行う自社ローン保証事業は以下のとおり行います。

- (1) 当社と宅地建物取引業者（売主・債権者）間で締結した「自社ローン保証業務に関する協定書」及び「自社ローン制度の内容に関する覚書」の内容に従い、
- (2) 宅地建物取引業者の販売する土地・建物を購入する買主（債務者・保証委託者）より、その代金の一部を準消費貸借として買主の売主に対する借入金返還債務を当社が保証する保証委託の申込みを、宅地建物取引業者を経由して受付ける。
- (3) 当社でその保証委託申込みの内容を審査し、適格と認めたものについて保証決定する。
- (4) 買主より保証料の払込みがなされると、
- (5) 買主には、自社ローン保証委託契約承諾書・領収証を交付し、
- (6) 売主には借入契約書の保証人欄に当社の代表取締役が記名押印した上、保証通知書・当社を権利者とする抵当権設定契約書を交付する。
- (7) 準消費貸借契約が成立すると、売主は抵当権設定登記手続きを代行して行い、
- (8) 登記手続き完了後、抵当権設定登記済証及び登記簿謄本を当社に提出する。

\* 自社ローン保証による当会社の保証責任の範囲は、借入残元本のみであります。

以上の手続きの流れを図にすると次のとおりであります。



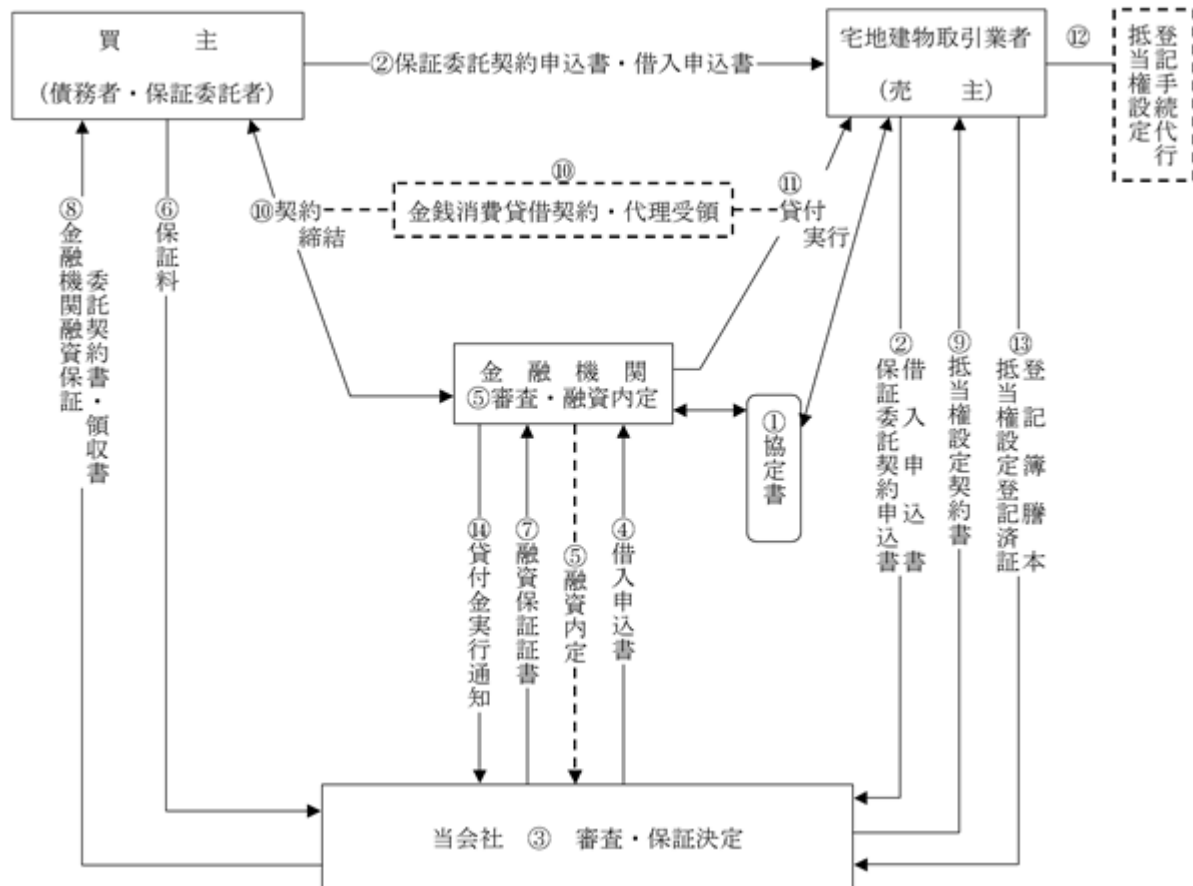
## (三) 金融機関融資保証業務(昭和54年7月31日国土交通大臣承認)

金融機関融資保証業務の内容は、宅地又は建物の買主が当該不動産の取得資金等を金融機関から借入れる契約を締結する場合において、当該契約に基づく買主の金融機関に対する債務を当会社が保証するものであります。

当会社の行う金融機関融資保証事業は以下のとおり行います。

(1) 当会社・金融機関・宅地建物取引業者間で締結された金融機関融資保証業務に関する協定書の内容に従い、(2) 宅地建物取引業者(売主)の販売する土地・建物を購入する買主(保証委託者)より売主を経由して保証委託の申込みを受付ける。(3) 当会社で審査の結果適格と認めたものについて保証決定をし、(4) 金融機関に当会社の保証審査が終了した旨の印を押した借入れ申込書を送付する。(5) 金融機関で融資内定後、(6) 保証委託者より保証料の納付があると、(7) 当会社は金融機関へ融資保証証書を差出し、(8) 保証委託者には金融機関融資保証委託契約書と領収書を交付し、(9) 売主へは当会社を権利者とする抵当権設定契約書を送付する。(10) 金融機関は保証委託者と金銭消費貸借契約を締結したうえ、(11) 売主を代理受領権者として貸付実行をする。(12) 売主は抵当権設定登記手続きを代行して行い、(13) 登記手続き完了後、抵当権設定登記済証及び登記簿謄本を当会社に提出する。(14) なお、金融機関は当会社に対して貸付実行通知書を送付する。

以上の手続きの流れを図にすると次のとおりであります。





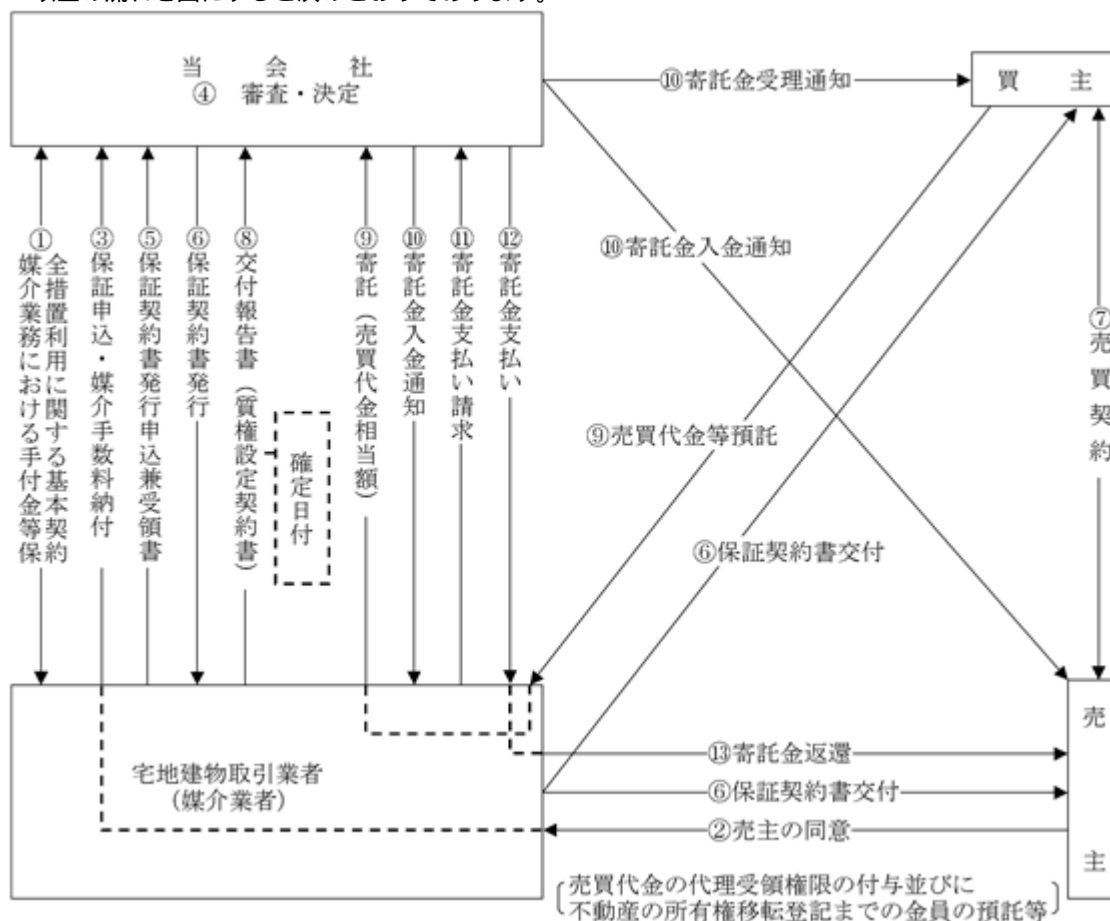
## 四．媒介保証（不動産取引に関する手付金保証）事業（昭和62年3月9日国土交通大臣承認）

媒介保証業務の内容は、媒介業者が売主（非業者）の同意に基づき代理受領した売買代金等について、媒介業者から当該金銭を寄託により保管した上で媒介業者の売主に負う売買代金等の引渡債務、買主に負う売買代金等の返還債務を当会社（保証機関）が保証（保全）するものであります。

当社が行う媒介保証業務は以下のとおり行います。

- (1) 当会社の加盟会社である媒介業者（以下「業者」という。）と媒介保証に係る基本契約を締結する。
- (2) 業者は、媒介対象不動産の売主より、売主が受領する売買代金等の代理受領並びに所有権移転登記（精算）までの預託などの同意を得てから
- (3) 保証委託の申込みを行ない、業者は媒介手数料の払込みをする。
- (4) 当会社はこの申込を審査の上、適当と認められたものについて保証を決定し、
- (5) 業者の保証契約書発行依頼に基づき
- (6) 保証契約書を発行し、
- (7) 業者は対象不動産の売買契約締結の際売主・買主にこれを交付する。売主・買主が保証契約書を受領した時に当社と売主及び買主の間の保証契約が成立する。
- (8) 業者は保証契約書を交付後、速やかに当会社へ交付報告書を提出すると共に
- (9) 代理受領した売買代金等を当会社へ寄託（保管）する。なお、当会社は求償権を担保するため、業者の当会社に対する寄託金返還請求債権の上に質権を取得し、公証人より確定日付を取る。
- (10) 当会社は、寄託金入金を確認後、入金した旨の通知を業者・売主・買主に発送する。
- (11) 業者は、当該売買契約の決済日までに寄託金支払い請求書を保証会社に提出、
- (12) 当会社はこの請求に基づき寄託金を業者に支払い、
- (13) 業者は決済日において売主に売買代金を引渡す。

以上の流れを図にすると次のとおりであります。



業務別の営業収入の構成比は次のとおりであります。

区分	前事業年度 平成27年4月1日 平成28年3月31日	当事業年度 平成28年4月1日 平成29年3月31日
(1) 収入保証料	(93.8) %	(93.3) %
1. 手付金等保証料	93.5	93.0
2. 住宅ローン保証料	0.3	0.3
(2) 収入手数料	(2.3)	(2.3)
1. 手付金等手数料	2.3	2.2
2. 住宅ローン手数料	-	-
3. 寄託金保管手数料	0.0	0.1
4. 媒介保証手数料	-	-
(3) 収入調査費	(3.8)	(4.4)
1. 手付金等調査料	3.8	4.4
合計	100.0	100.0

(注) 収入保証料に係る構成比は、責任準備金繰入額及び戻入額調整後のものです。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
7	56才11カ月	30年1カ月	6,618,700

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 臨時雇用社員である派遣社員2名については、上記従業員数には含めておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境等が改善するなど、経済全体の基調としては底堅く緩やかな回復が継続しました。一方で、海外経済における不確実性が景気の先行きに不透明感を残す状況にあります。

不動産業界においては、日本銀行のマイナス金利政策による住宅ローン金利の低下や、各種住宅取得優遇策等により引き続き底堅い住宅需要が見られましたが、マンション価格の高止まりから一次取得者層の購入姿勢に慎重さが見受けられ、新築分譲マンション市場は需給ともに低迷しております。

こうした外部環境の中、当社は積極的に営業活動を展開してまいりましたが、当期における手付金等保証事業における保証証書発行高は46,296百万円となり前期比9.0%の減少となりました。

損益収支については、営業収益は209,927千円となり前期比1.8%の増加となっております。営業費用については、住宅ローン保証案件に関わる貸倒引当金戻入額3,906千円及び債務保証損失引当金戻入額1,326千円を計上し、一般管理費との合計で155,286千円となり前期比6.1%の減少となりました。営業外収益は受取配当金収入13,406千円、事業資金に係る貸倒引当金戻入額3,000千円等を計上し19,840千円となり前期比大幅減（前期は、保有有価証券の大半について売却を行ない有価証券売却益738,725千円を計上したこと等により、営業外収益合計額846,857千円を計上。）となりました。営業外費用は、特定金銭信託運用損23,027千円と期中に売却しております投資不動産の維持管理費用等で24,820千円となっております。

以上の結果、営業利益は54,641千円（前期営業利益40,767千円）、経常利益及び税引前当期利益は49,661千円（前期経常利益874,366千円、前期税引前当期利益810,647千円）、当期純利益は46,811千円（前期当期純利益807,797千円）となりました。

なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しております。

各事業別の保証業務取扱いは次のとおりです。

区分	前事業年度 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	前年同期比 (%)	当事業年度 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	前年同期比 (%)	増減
(手付金等保証)					
保証委託契約件数(件)	308	88.8	353	114.6	45
保証委託契約高(百万円)	51,062	90.4	51,106	100.1	44
保証証書発行高(百万円)	50,873	110.5	46,296	91.0	4,577
期末保証債務残高(百万円)	33,588	107.8	37,788	112.5	4,200
(住宅ローン保証)					
保証契約件数(件)	-	-	-	-	-
保証契約高(百万円)	-	-	-	-	-
期末保証債務残高(百万円)	357	71.5	281	78.7	76

(注) 1. 住宅ローン保証事業については、新規取組みはありません。

#### 手付金等保証限度

(a) 当社の保証債務の限度額は、当社の払込資本金、資本準備金、利益準備金及び保証基金（預り保証基金及び特別保証基金）の合計額の40倍に相当する額以内であります。

平成29年3月31日現在 119,013百万円

(b) 当社の一保証委託者に対する最高保証残高は、当社の払込資本金、資本準備金、利益準備金及び保証基金（預り保証基金及び特別保証基金）の合計額の1.5倍を超えない額であります。

#### (2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、保証基金の増加や投資不動産の売却等がありましたが寄託金の返還がありましたので、前事業年度末に比べ82,966千円減少し、当事業年度末には867,769千円（前年同期950,735千円）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は124,863千円(前年同期は126,961千円の獲得)となりました。

これは主に、配当金等受取額が13,436千円、保証基金の受入れ21,516千円、預り金の増加24,546千円等ありましたが、寄託金200,000千円の返還があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果得られた資金は41,897千円(前年同期は424,761千円の獲得)となりました。

これは、有価証券の取得30,000千円と有価証券の償還による収入18,126千円と投資不動産売却による収入53,771千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

該当事項はありません。

## 2【本支店営業実績】

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、本支店営業実績を示すと次のとおりであります。

### (1) 収入保証料

#### イ．手付金等保証

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)				当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)			
	保証委託契約高							
区分	件数(件)	金額(百万円)	前年同期比		件数(件)	金額(百万円)	前年同期比	
			件数(%)	金額(%)			件数(%)	金額(%)
本店	229	42,817	92.7	102.9	260	39,397	113.5	92.0
大阪支店	79	8,245	79.0	55.4	93	11,709	117.7	142.0
合計	308	51,062	88.8	90.4	353	51,106	114.6	100.1

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)				当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)			
	保証証書発行高(百万円)	収入保証料(千円)	前年同期比		保証証書発行高(百万円)	収入保証料(千円)	前年同期比	
発行高(%)			保証料(%)	発行高(%)			保証料(%)	
本店	43,137	220,393	116.6	149.5	40,012	137,847	92.8	62.5
大阪支店	7,736	15,045	85.5	50.0	6,284	23,825	81.2	158.4
合計	50,873	235,438	110.5	132.7	46,296	161,672	91.0	68.7

#### ロ．住宅ローン保証

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)				当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)			
	保証契約高							
区分	件数(件)	金額(百万円)	前年同期比		件数(件)	金額(百万円)	前年同期比	
			件数(%)	金額(%)			件数(%)	金額(%)
本店	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪支店	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
	収入保証料(千円)	前年同期比(%)	収入保証料(千円)	前年同期比(%)
本店	410	112.9	73	17.8
大阪支店	-	-	-	-
合計	410	112.9	73	17.8

(注) 当期の新規契約はありませんが、既取組分の繰上完済による保証料返戻分であります。

(2) 収入手数料

イ．手付金等保証

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
	収入手数料(千円)	前年同期比(%)	収入手数料(千円)	前年同期比(%)
本店	4,316	127.1	4,128	95.6
大阪支店	498	69.9	506	101.6
合計	4,814	117.2	4,634	96.3

ロ．住宅ローン保証

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
	収入手数料(千円)	前年同期比(%)	収入手数料(千円)	前年同期比(%)
本店	-	-	-	-
大阪支店	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

ハ．寄託金保管

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
	収入手数料(千円)	前年同期比(%)	収入手数料(千円)	前年同期比(%)
本店	43	12.8	130	302.3
大阪支店	-	-	-	-
合計	43	12.8	130	302.3

ニ．媒介保証

期別	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
	収入手数料(千円)	前年同期比(%)	収入手数料(千円)	前年同期比(%)
本店	-	-	-	-
大阪支店	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(3) 収入調査料

イ. 手付金等保証

期別 区分	前事業年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)		当事業年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	
	収入調査料(千円)	前年同期比(%)	収入調査料(千円)	前年同期比(%)
本店	5,538	93.3	6,080	109.8
大阪支店	2,396	83.2	3,234	135.0
合計	7,934	90.0	9,314	117.4

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

手付金等保証・保管を専業とする当社の取引先である住宅・不動産業界においては、事業用地の取得難、建築コストの上昇等により、首都圏を中心に分譲マンション価格の高止まりから一次取得者の購入に慎重姿勢も見え受給ともに低迷しております。一部都心地の高額マンション市場では、実需層の底堅い需要が続いておりますが、大手不動産主体の供給は変わらず、当社加盟会員の大半を占める中小不動産会社を取り巻く環境は当面厳しさが続くものとみられます。

手付金等保証・保管業務を専業とする当社といたしましては、住宅・不動産業界の動向に大きく影響を受けますので、より一層意欲的に営業活動を推進し、新規開拓も併せ会員各位のご協力を仰ぎながら、与信面・保全面の強化も図りつつ、保証料収入を確保できるよう営業努力をしております。

運用面においては、当期において特定金銭信託内の一部の運用資産について円高に伴う為替差損が発生したため、より安全な運用資産への乗換えを行ないました。今後は、中長期的に許容できるリスクの下でより安全かつ効率的な運用に配慮し資産の増加に努めてまいります。

現在2,059,699千円の債務超過となっており、株主の皆様方には多大なご迷惑をおかけしておりますが、保証業務及び資金運用面において資産の嵩上げに努め、資金繰りに支障がないよう努めてまいります。

当該債務超過の解消には長期間を要するものの、今後も一層の経営努力を図り改善を進めて行くとともに、財務内容の一層の改善を行い、その解消に努める所存であります。

監督官庁である国土交通省の指導のもと、健全な保証機関への体質改善と、当社が負うべき社会的使命の達成に総力を挙げてまいり所存であります。

#### 4【事業等のリスク】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成29年3月31日）現在において、当社が判断したものであります。

##### (1) 保証事業に係るリスク

当社は宅地建物取引業法第41条に基づく手付金等保証業務をはじめとした保証事業を営む会社であります。保証事業の性格上、主債務者が支払不能等により債務不履行となった場合、当社には債権者より保証履行の請求を受けるリスク及び代位弁済の結果取得した主債務者に対する求償債権について回収不能となるリスクが存在しております。

##### 手付金等保証事業

手付金等保証事業においては、住宅分譲事業者たる売主が買主から受領した手付金等につき物件引渡しを終了するまでその返還債務について売主と連帯して保証を行いますので、当該保証期間中に売主が債務不履行となった場合には、当社には買主から保証履行の請求を受けるリスク、及び代位弁済の結果取得した売主に対する求償債権が回収不能となるリスクが存在しております。

当該事業においては、売主よりの新規加盟申し込みにあたり、当社所定の審査の結果適格と認められた事業者についてのみ加盟を承諾し、手付金等保証委託基本契約を締結の上、同契約に基づく保証基金預託を受けております。さらに、個々の事業物件毎の保証決定に当たっても、場合によっては定期預金等の別途担保提供を求めるなど保全面に万全の配慮をすることにより当社所定の審査にて適格と認められた案件についてのみ、保証決定をする等、審査体制の充実強化によりこれらのリスクの軽減に努めております。

なお、売主が債務不履行となり買主に対し保証履行を行った場合には売主に対する求償債権を取得しますが、当該求償債権の回収にあたっては既に受け入れた保証基金及び場合によって設定されている担保品を充当することになりますので、回収不能リスクは基金等充当後の残額に関するものとなります。

当該保証事業においては、住宅・不動産業界の動向に影響を受けます。現状については、用地費や建築コストの上昇から首都圏を中心にマンション価格が高止まり傾向にあり、低金利水準や優遇税制等を背景に住宅取得好環境は持続したものの一次取得者層を中心とした購入マインドは改善されておられません。また、首都圏では中古マンションの供給が新築マンションを上回るなど、当面は新築マンション市場では慎重な供給がなされるものと思われます。このような中、手付金等保証事業につきましては、当社の加盟会員の大半を占める中小不動産会社を取り巻く前記環境から引き続き厳しい状況が続くものと思われまますが、このような中においても取引先の中には開発案件の進捗も見られますので、保証取組額の上積みに努めてまいります。

##### その他の保証事業

当社は、住宅ローン保証事業からは既に撤退しておりますが、過年度に取り組んだ継続案件に係る保証債務残高について、保証履行請求リスク及び求償債権回収不能リスクが存在しております。

住宅ローン保証事業については、撤退後相当年数を経過しておりますので残存する保証案件数及び保証金額も減少しております。

##### (2) 資金運用上におけるリスク

当社は宅地建物取引業法第59条第1項による保証基金等の資金について有価証券等への投資による資金運用を行っております。平成27年5月26日開催の取締役会において、資金運用規程及び資金運用基準の改定を行ない、資産運用コンサルティング会社の助言を踏まえ、短期資金については安全性を第一とし、長期資金については中長期的に許容出来るリスクの下で、信託銀行を受託者として投資顧問会社に運用を委託しております。社内の資金運用委員会において、投資顧問会社の資金運用状況を定期的に確認し、資産運用コンサルティング会社の助言を参考に見直しをする等を行っております。

##### (3) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、期末現在2,060百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。詳細につきましては、「継続企業の前提に関する事項」に記載しております。

#### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成29年3月31日）現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 財政状態に関する分析

当社の当期における業績については、当期純利益は47百万円となりました。当期末のその他有価証券評価差額金は18百万円となって前期より72百万円改善しております。これにより、当期末現在における債務超過額は、前期末に比し119百万円改善して2,060百万円となっております。

当社は宅地建物取引業法第41条に基づく手付金等保証事業を主な事業としておりますので、主たる債務は当社の保証事業を利用する多数の宅地建物取引業者たる顧客から受け入れた保証基金の返還債務であり、その返還には保証事故の発生がないことが必要となります。また、当該保証基金はお預かり後5年間は返還しない他、その後も保証事業の利用可能期間中はお預かりする旨保証基金預託約款に定めております。保証基金については経常的な新規受入及び返還が発生いたしますが、返還につきましては、当期末現在、現金預金890百万円及び金銭の信託2,009百万円並びに投資信託等387百万円の流動性資産3,286百万円を保有しておりますので、経常的な対応は可能と考えております。

当期末現在、金融機関借入金等の一定の期限を有する債務はありません。

資金運用の方法につきましては、資産運用コンサルティング会社からの助言を踏まえ、平成27年5月26日開催の取締役会において、短期運用資金については安全性を第一とすること、長期運用資金については中長期的に許容出来るリスクの下で、信託銀行を受託者として投資顧問会社に運用を委託するとともに、こうした資金の運用状況を、資産運用コンサルティング会社の助言を参考に、社内の資金運用委員会において定期的に確認・把握することを内容とする資金運用規程及び資金運用基準の改定を決議しており、安全かつ効率的な資金運用に努めてまいります。なお、当期において特定金銭信託の一部の運用資産について円高に伴う為替差損が発生したため、より安全な運用資産への乗換えを行っております。

手付金等保証を専業とする当社の取引先である住宅・不動産業界においては、用地費や建築コストの上昇等により首都圏を中心にマンション価格も高止まり傾向にあり、低金利水準や優遇税制等により住宅取得好環境は持続したものの、一次取得者層を中心に購入マインドは改善されておられません。また、首都圏では中古マンションの供給が新築マンションを上回るなど、当面は新築マンション市場では慎重な供給がなされるものと見られます。このような中、手付金等保証事業につきましては、当社の加盟会員の大半を占める中小不動産会社を取りまく前記環境から引き続き厳しい状況が続くものと思われませんが、このような中においても、取引先の中には開発案件の進捗も見られますので、加盟会員のご協力を仰ぎながら、併せて新規加盟会社の開拓等、より一層、積極的な営業活動を行い、与信面・保全面の強化も図りつつ、保証取組額の上積みを図り、営業収入の増加に努めてまいります。

債務超過の解消につきましては長期間を要するものの、今後、より一層の経営努力を図り、総力を挙げて債務超過の縮小に努めてまいります。

### (2) 経営成績に関する分析

当期の不動産業界においては、首都圏を中心にマンション価格の高止まりから、一次取得者層のマンション購入姿勢に慎重さが見受けられ受給ともに低迷しております。当社の加盟会員の大半を占める中小不動産会社においても、引き続き厳しい環境には変わりありませんが、一部取引先にはおいては開発案件の進捗も見られました。このような中、当期における手付金等保証証書発行高は46,296百万円となり前期比9.0%の減少となりましたが、営業収入については前期比若干の増加となっております。

当期及び前期末の経常損益の状況は以下のとおりであります。

区分	営業収益（百万円）	販売費及び一般管理費（百万円）	営業利益（百万円）	経常利益（百万円）
当事業年度	210	155	55	50
前事業年度	206	165	41	874

上記のとおり、現在の事業に係る損益に関しまして、営業収益は微増となっております。また、販売費及び一般管理費については貸倒引当金戻入額等を計上し、前期比では6.1%の減少となりました。その結果、54,641千円の営業利益となりました。営業外収益については受取配当金13,406千円、事業資金に係る貸倒引当金戻入額3,000千円等を計上し19,840千円となり前期比大幅減少（前期は、保有有価証券の大半について売却を行ない有価証券売却益738,725千円を計上したこと等により、営業外収益合計額846,857千円を計上。）となりました。営業外費用は、特定金銭信託運用損23,027千円と、期中に売却しております投資不動産の維持管理費用等で24,820千円となっております。その結果、経常利益及び税引前当期純利益は49,661千円、当期純利益46,811千円となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況に関する分析

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」）は前期末と比較して83百万円減少し、868百万円となっております。

営業活動により使用した資金は125百万円となりました。これは主に配当金の受取13百万円、保証基金受入れ22百万円、預り金（概算保証料）の受入増25百万円等による収入がありましたが、寄託金200百万円の返還があったことによるものです。

投資活動の結果得られた資金は42百万円ではありますが、これは主に、有価証券の償還等による収入18百万円、投資不動産の売却による収入54百万円と有価証券取得による支出額30百万円であります。

財務活動による資金の収支はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社の事業所の設備、投下資本並びに従業員配置状態は次のとおりであります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業所	事業内容	土地		建物		器具備品 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
		面積 (㎡)	金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)			
本店 (東京都新宿区)	手付金等・住宅ローンの保証及び手付金等保管業	-	-	(190.0) 190.0	592	353	945	5
大阪支店 (大阪市中央区)	手付金等・住宅ローンの保証及び手付金等保管業	-	-	(106.3) 106.3	-	113	113	2
福利厚生施設	-	15.7	940	49.5	8,982	-	9,922	-
合計	-	15.7	940	(296.3) 345.8	9,574	466	10,980	7

(注) 1. 投下資本は簿価で表示しております。

2. 上記建物面積の( )内書は賃借中のものであります。

3. 福利厚生施設は、静岡県賀茂郡東伊豆町稲取に保有しております。

4. 上記事業所の本店及び大阪支店は、建物賃貸借契約による賃借設備であり、契約の主な内容は次のとおりです。

	賃貸人	所在地	設備の内容	面積(㎡)	年間賃借料等 (千円)
本店	㈱加藤ビルディング	東京都新宿区新宿	2階 事務室	190.0	8,504
大阪支店	三和住宅㈱	大阪市中央区南船場	3階一部 事務室	106.3	3,672

5. 当期末現在のリース契約による賃借設備のリース料等については、金額が僅少なので記載は省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	408,000
計	408,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	102,000	102,000	非上場	(注)
計	102,000	102,000	-	-

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。  
 また、当社は単元株制度は採用しておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
昭和47年3月30日	21,000	102,000	210,000	1,020,000	-	-

(注) 有償第三者割当 発行株式数 21,000株  
 発行価格 10千円  
 1株当たり資本組入額 10千円

#### (6)【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 - 株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	-	244	-	-	26	277	-
所有株式数(株)	-	22,300	-	61,845	-	-	17,855	102,000	-
所有株式数の割合 (%)	-	21.9	-	60.6	-	-	17.5	100	-

(注) 当社は単元株制度を採用しておりません。

(7) 【大株主の状況】

(平成29年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	5,100	5.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,000	4.90
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	5,000	4.90
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	5,000	4.90
株式会社グランイーグル	東京都大田区西蒲田7丁目12番2号	3,745	3.67
株式会社グローバルエンタープライズ	東京都千代田区紀尾井町4番5号	2,500	2.45
内田橋住宅株式会社	愛知県名古屋市中区錦3丁目7番13号	2,410	2.36
平安建設株式会社	京都府京都市西京区上桂三ノ宮町24番1号	2,400	2.35
平和建設株式会社	静岡県富士市松岡1566番地の1	2,100	2.06
鈴与三和建物株式会社	東京都港区海岸2丁目1番16号	2,000	1.96
計	-	35,255	34.56

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成29年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 102,000	102,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	102,000	-	-
総株主の議決権	-	102,000	-

【自己株式等】

(平成29年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】  
該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

( 1 ) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。

( 2 ) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は関係監督官庁の指導により、消費者保護を目的として設立された国土交通大臣指定の保証会社であるため、手付金等保証・保管並びにその他保証事業の適正かつ健全な業務遂行にたる財産的基盤の確立を重要な基本政策としております。その為に企業体質をより一層強化し、将来の保証事業の展開に備え内部留保の充実に専ら注力しております。

当社は、株主総会の決議により年1回の期末配当を行なうことを基本方針としておりますが、以上から株主に対する配当につきましては中長期的な事業計画に基づき無配としております。

## 4 【株価の推移】

当社の株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性10名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		馬場研治	昭和27年12月2日生	昭和63年10月 内田橋住宅㈱代表取締役社長（現在） 平成元年6月 (社)東海住宅地経営協会理事長 平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 当社専務取締役 平成8年5月 (社)全国住宅地協会連合会副会長 平成9年6月 当社代表取締役社長（現在） 平成15年8月 (社)全国住宅建設産業協会連合会副会長 平成25年4月 (一社)東海住宅産業協会理事長（現在） 平成25年4月 (一社)全国住宅産業協会副会長（現在） 平成28年3月 全国住宅地開発厚生年金基金清算人（現在） 平成28年10月 住宅産業企業年金基金理事長（現在）	(注) 1・4	-
常務取締役	業務部長	中村利久	昭和30年2月4日生	昭和53年4月 当社本店業務部入社 昭和58年3月 当社営業係長 昭和61年10月～昭和63年9月 三菱信託銀行不動産開発部へ派遣 平成2年4月 当社営業部課長代理 平成4年4月 当社営業部課長 平成13年7月 当社営業部副部長 平成22年4月 当社営業部部長 平成23年6月 当社取締役営業部長 平成24年6月 当社常務取締役業務部長（現在）	(注)4	1,900
常務取締役	総務部長	本田 実	昭和22年7月30日生	昭和47年1月 当社東京支店入社 昭和49年9月 当社本店業務部 昭和51年2月 当社本店総務部係長 昭和56年4月 当社本店経理室係長 平成3年7月 当社本店総務部兼経理室次長 平成12年7月 当社総務部部長 平成16年6月 当社取締役総務部長 平成24年6月 当社常務取締役総務部長（現在）	(注)4	1,955
取締役	営業部長	和田 功	昭和32年2月18日生	昭和54年4月 当社本店業務部入社 昭和61年7月 当社業務部係長 昭和63年6月 当社営業部係長 平成3年7月 当社営業部課長代理 平成5年7月 当社営業部課長 平成12年7月 当社営業部次長 平成14年4月 当社営業部副部長 平成24年6月 当社取締役営業部長（現在）	(注)4	1,900
取締役		沼澤 昭	昭和17年8月8日生	昭和47年2月 当社東京支店入社 昭和56年6月 当社本店営業部次長 昭和62年11月 当社本店営業部副部長 平成2年6月 当社本店営業部長 平成6年6月 当社取締役営業部長 平成16年6月 当社常務取締役営業部長 平成23年6月 当社常務取締役 平成24年6月 当社取締役（現在）	(注)4	2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
締役		取小山芳樹	昭和19年2月28日生	昭和58年5月 平安建設(株)代表取締役社長(現在) 平成6年6月 当社取締役(現在) 平成8年5月 (社)関西住宅地経営協会専務理事 平成10年5月 (社)関西住宅地経営協会理事長 平成12年5月 (社)全国住宅地協会連合会副会長 平成15年8月 (社)全国住宅建設産業協会連合会副会長 平成25年4月 (一社)全国住宅産業協会副会長 平成25年5月 (一社)関西住宅産業協会理事・相談役 平成26年5月 (一社)関西住宅産業協会相談役(現在) 平成26年7月 全国住宅地開発厚生年金基金理事長 平成28年3月 全国住宅地開発厚生年金基金代表清算人(現在)	(注) 1・4	-
取締役		久保田幸男	昭和8年11月14日生	昭和49年4月 平和建設(株)代表取締役社長 平成4年5月 (社)静岡県都市開発協会理事長 平成6年5月 (社)全国住宅地協会連合会副会長 平成6年6月 当社取締役 平成8年7月 全国住宅地開発厚生年金基金理事長 平成12年6月 当社取締役(現在) 平成15年8月 (社)全国住宅建設産業協会副会長 平成20年5月 (社)静岡県都市開発協会理事・相談役 平成21年8月 平和建設(株)取締役会長(現在) 平成26年5月 (一社)静岡県都市開発協会相談役(現在)	(注) 1・4	-
常勤監査役		岩城 豊	昭和29年1月22日生	昭和52年4月 建設省入省 昭和62年7月 (財)国際花と緑の博覧会協会 企画調整部調整課長代理 昭和63年3月 建設省関東地方建設局用地部用地第一課長 平成7年4月 建設省建設経済局建設振興課長補佐 平成9年2月 日本下水道事業団計画部広域処理管理課長 平成15年8月 国土交通省総合政策局不動産課 不動産流通適正化推進室長 平成18年4月 同 四国地方整備局県政部長 平成23年7月 同 土地・建設産業局地価調査課長 平成24年4月 辞職 平成24年7月 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 不動産総合研究所所長代理 平成26年6月 (公財)マンション管理センター顧問 平成28年6月 当社常勤監査役(現在)	(注) 2・5	-
監査役		藤巻捷春	昭和14年1月29日生	昭和40年4月 建設省入省 昭和58年7月 建設省大臣官房地方厚生課長補佐 平成元年12月 同 河川局水政課訴務対策官 平成4年7月 同 河川局水政課水利調整室長 平成6年4月 同 東北地方建設局用地部長 平成9年10月 (財)先端建設技術センター理事 平成16年6月 当社常勤監査役 平成21年6月 当社監査役 平成23年8月 当社常勤監査役 平成23年6月 当社監査役(現在)	(注) 2・5	-



監査役		梶 健二	昭和20年6月16日生	昭和47年2月 当社大阪支店入社 昭和56年8月 当社大阪支店課長 昭和62年11月 当社大阪支店次長 平成3年10月 当社大阪支店副支店長 平成10年2月 当社大阪支店長 平成14年6月 当社取締役大阪支店長 平成20年10月 当社取締役大阪支店長辞任により退任 平成23年3月 当社監査役（現在）	(注)3	180
計						7,935

- (注) 1. 取締役 小山芳樹氏、久保田幸男氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役 岩城 豊氏、藤巻捷春氏は社外監査役であります。  
 3. 平成26年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
 4. 平成28年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
 5. 平成28年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスについて、コンプライアンスの徹底、公正かつ透明な企業活動を目指すことを基本理念としております。また、当社は宅地建物取引業法で定める手付金等保証・保管事業を本業とする会社であり、不動産取引における消費者保護に貢献する会社でありますので、取り組み案件の審査体制並びに事業のチェック機能の充実に努めております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

##### 取締役会の構成と運営方針

当社の取締役会は、原則として3か月に1度以上開催することとしており、その構成メンバーは7名でそのうち社外取締役は2名であります。なお、当社の取締役は3名以上25名以内とする旨を定款で定めております。

代表取締役及び社外取締役は、当社と営業上緊密な関係を有する不動産取引に関する業界団体の役職者を主体に構成されていて、不動産取引一般に関する専門的知識と経験を有しております。また、同時に全員が自ら会社経営者でもあるところから、取締役会においてコンプライアンス等をはじめとして経営全般に関する適切なアドバイスを受けることが可能な体制となっております。

社内取締役のうち常勤取締役は3名(本社3名)であり、経営全般管掌、営業担当及び管理業務担当から構成され、いずれも当社の業務に精通した人材が担当しております。

以上のような構成を採ることによって、当社の取締役会は各審議事項について社内外の様々な視点からの協議・検討を行った上で的確な意思決定が期待できる体制となっております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は常に変化しており、常に迅速な変化への対応が要請されることから、常勤役員が中心となって絶えず関係法令の改廃や当社事業環境の予測等の研究に取り組み、適切なコーポレート・ガバナンス体制の保持を心掛けております。

##### 監査役会の構成と運営方針

当社の監査役会は、監査役3名(そのうち1名が常勤監査役、社外監査役2名)で構成されております。社外監査役は、宅地建物取引業法をはじめとする当社事業に関連する諸法令・実務に精通している不動産業界並びに関連団体等の役職経験者で構成されております。

監査役による取締役の業務執行状況等の監査活動は、監査役会の協議による監査実施方針とその結果報告の体制を核として、開催される取締役会に常時出席し積極的な意見具申を行う他、常勤監査役によるコンプライアンス・会社財産の保全等の観点からの日常的な稟議書等決裁文書・営業審査書類の検討や外部監査人からの監査結果の報告と協議等によって推進されております。

##### 外部監査人の概要と監査実施体制等

当社の外部監査人は監査法人ネクスティであり、業務執行社員は須賀一也、井野正信両公認会計士が当たっております。須賀一也公認会計士の監査年数は10年、井野正信公認会計士の監査年数は9年となっております。監査業務の補助者は公認会計士2名であります。なお、当社は公認会計士法第24条の2に定める大会社等には該当しておりません。

##### 役員報酬

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

- (1) 社内取締役に支払った報酬は27,000千円であります。なお、社外取締役に支払った報酬はありません。
- (2) 社外監査役に支払った報酬は3,420千円であります。

#### 内部統制システムと運営方針

当社は、手付金等保証・保管事業は公共性の高い事業であるとの認識に基づき、対外的には監督官庁である国土交通省への報告・相談の励行によってコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部的には経営の遂行過程において常に内部牽制機能が有効に機能する経営組織作りに努めております。

具体的には、営業審査においては手付金支払者である一般消費者に不測の損害が生ずる事態を確実に回避するため、取引業者の信用性や個々の取り組み案件に係る手続を多段階でチェックする体制としており、また、主要な財産である有価証券類についてはその全てを信頼できる外部機関に預け入れた上で、その受払いは必ず複数者による手続を要する制度とする等、重要な業務については社内規程に定めるルールの厳格な適用を図っております他、経営に潜むリスクを排除するため、常に内部統制システムの改善に努めております。

当社は事業所数2か所、従業員数7名であって組織規模は比較的小さいため、独立した常設の内部監査部門を設置しておりませんが、外部監査人による監査及び監査役監査を有効に活用するとともに、本社管理部門による大阪支店の内部検査の実施、管理部門外の役員による管理部門のチェック等を定期的の実施している他、随時随時の部門検査を実施することにより、内部統制システムの十分な補強が図り得るよう努めております。

#### 取締役の選任及び解任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行ない、累積投票にはよらないこととしております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことができるよう、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款で定めております。

#### 取締役・監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、監査役全員の同意と取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役及び会計監査人（監査役及び会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

これは、取締役、監査役及び会計監査人が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することとするものであります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円(税抜))	非監査業務に基づく報酬(円(税抜))	監査証明業務に基づく報酬(円(税抜))	非監査業務に基づく報酬(円(税抜))
提出会社	6,480,000	-	6,204,000	-
計	6,480,000	-	6,204,000	-

## 【その他重要な報酬の内容】

記載すべき事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

記載すべき事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、定款の定めにより、取締役会の決議をもってすることとし、また、同決議は監査役会の同意を得なければならないとしております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人ネクスティにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	972,735	889,769
金銭の信託	1,925,352	2,009,294
貯蔵品	152	125
未収利息	4	1
未収保証料等	20,323	36,955
貸倒引当金	15	15
未収保証料等(純額)	20,308	36,940
未収入金	10,083	2,055
仮払金	-	116
流動資産合計	2,928,635	2,938,299
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	34,836	34,836
減価償却累計額	24,655	25,262
建物(純額)	10,181	9,574
工具、器具及び備品	5,917	5,917
減価償却累計額	5,023	5,450
工具、器具及び備品(純額)	893	466
土地	940	940
有形固定資産合計	12,014	10,980
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	636	636
無形固定資産合計	636	636
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	399,606	386,997
借室保証金	7,707	7,707
求償債権等	1,261,598	1,12,636
貸倒引当金	261,598	12,636
求償債権等(純額)	0	0
投資不動産	2,121,119	-
減価償却累計額	67,719	-
投資不動産(純額)	53,400	-
その他	959	-
投資その他の資産合計	461,671	394,704
固定資産合計	474,321	406,320
資産合計	3,402,956	3,344,619

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
責任準備金	158,643	124,392
寄託金	200,000	-
未払金及び未払費用	5,593	5,945
未払法人税等	3,129	3,260
預り金	101,601	126,147
賞与引当金	4,870	4,940
債務保証損失引当金	9,448	8,122
流動負債合計	483,284	274,806
固定負債		
預り保証基金	4,503,523	4,503,039
長期預り金	5,216	100
繰延税金負債	-	7,949
退職給付引当金	65,628	68,424
固定負債合計	5,098,367	5,129,512
負債合計	5,581,651	5,404,319
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,020,000	1,020,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別保証基金	6,200,000	6,200,000
ローン保証損失準備金	100,000	100,000
別途積立金	900,000	900,000
繰越利益剰余金	6,144,523	6,097,712
利益剰余金合計	3,144,523	3,097,712
株主資本合計	2,124,523	2,077,712
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	54,172	18,012
評価・換算差額等合計	54,172	18,012
純資産合計	2,178,695	2,059,699
負債純資産合計	3,402,956	3,344,619

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>営業収益</b>		
収入保証料	1 235,027	1 161,599
収入手数料	2 4,857	2 4,764
収入調査料	7,934	9,314
責任準備金繰入額	3 158,643	3 124,392
責任準備金戻入額	117,024	158,643
責任準備金繰入戻入額純額	41,618	34,250
営業収益合計	206,200	209,927
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	30,420	30,420
給料	36,020	36,617
賞与	4,276	4,844
賞与引当金繰入額	4,870	4,940
退職給付費用	4,347	2,995
法定福利費	10,396	10,629
厚生費	3,137	3,149
地代家賃	12,239	12,177
減価償却費	1,184	1,034
貸倒引当金繰入額又は戻入額( )	610	3,906
債務保証損失引当金繰入額又は戻入額( )	3,214	1,326
その他	54,720	53,713
販売費及び一般管理費合計	4 165,433	4 155,286
<b>営業利益</b>	40,767	54,641
<b>営業外収益</b>		
受取利息	338	27
有価証券利息	29,229	-
受取配当金	47,130	13,406
有価証券売却益	738,725	-
貸倒引当金戻入額	20,452	3,000
投資不動産賃貸料	10,665	2,498
雑収入	318	909
営業外収益合計	846,857	19,840
<b>営業外費用</b>		
金銭の信託運用損	1,715	23,027
投資不動産減価償却費	2,513	322
雑支出	5 9,029	5 1,471
営業外費用合計	13,258	24,820
<b>経常利益</b>	874,366	49,661
<b>特別損失</b>		
減損損失	63,719	-
特別損失合計	63,719	-
<b>税引前当期純利益</b>	810,647	49,661
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	6 2,850	6 2,850
<b>当期純利益</b>	807,797	46,811



【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金					株主資本合計
		その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		特別保証基金	ローン保証損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,020,000	2,000,000	100,000	900,000	6,952,320	3,952,320	2,932,320
当期変動額							
当期純利益					807,797	807,797	807,797
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計					807,797	807,797	807,797
当期末残高	1,020,000	2,000,000	100,000	900,000	6,144,523	3,114,523	2,124,523

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	549,966	2,382,354
当期変動額		
当期純利益		807,797
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	604,139	604,139
当期変動額合計	604,139	203,659
当期末残高	54,172	2,178,695

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金					株主資本合計
		その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		特別保証基金	ローン保証損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,020,000	2,000,000	100,000	900,000	6,144,523	3,114,523	2,124,523
当期変動額							
当期純利益					46,811	46,811	46,811
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計					46,811	46,811	46,811
当期末残高	1,020,000	2,000,000	100,000	900,000	6,097,712	3,097,712	2,077,712

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	54,172	2,178,695
当期変動額		
当期純利益		46,811
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	72,184	72,184
当期変動額合計	72,184	118,996
当期末残高	18,012	2,059,699

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	810,647	49,661
減価償却費	3,697	1,356
退職給付引当金の増減額（は減少）	3,351	2,796
賞与引当金の増減額（は減少）	600	70
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,347,166	248,962
債務保証損失引当金の増減額（は減少）	3,214	1,326
受取利息及び受取配当金	76,697	13,433
有価証券売却損益（は益）	738,725	-
金銭の信託の運用損益（は運用益）	-	20,675
未収保証料の増減額（は増加）	547	16,632
未収入金の増減額（は増加）	10,918	8,029
仮払金の増減額（は増加）	816	116
責任準備金の増減額（は減少）	41,618	34,250
寄託金の増減額（は減少）	200,000	200,000
未払費用の増減額（は減少）	761	352
預り金の増減額（は減少）	24,854	24,546
求償債権等の増減額（は増加）	1,354,885	248,962
預り保証基金の増減（は減少）	506,595	21,516
長期預り金の増減額（は減少）	141	1,116
減損損失	63,719	-
事業税（外形標準課税）計上額	2,677	3,748
その他	275	293
小計	197,972	133,832
利息及び配当金の受取額	76,696	13,436
法人税等の支払額	5,685	4,468
営業活動によるキャッシュ・フロー	126,961	124,863
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	22,000	22,000
定期預金の払戻による収入	22,000	22,000
有価証券の取得による支出	-	30,000
金銭の信託の取得による支出	2,000,004	-
有価証券の売却等による収入	2,424,881	-
投資有価証券の償還による収入	-	18,126
固定資産の取得による支出	116	-
投資不動産の売却による収入	-	53,771
投資活動によるキャッシュ・フロー	424,761	41,897
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	297,800	82,966
現金及び現金同等物の期首残高	652,934	950,735
現金及び現金同等物の期末残高	950,735	867,769

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

当社の当期における業績については、当期純利益は47百万円となりました。一方、当期末のその他有価証券評価差額金は18百万円となって前期より72百万円改善しております。この結果、当期末現在における債務超過額は119百万円改善し2,060百万円となっております。

前記した債務超過の状況により、継続企業の前提に関しまして重要な疑義を生じさせるような事象又は状況( )が存在しております。

当社は、宅地建物取引業法第41条に基づく手付金等保証事業を主な事業としております。主たる債務は当社の保証事業を利用する多数の宅地建物取引業者たる顧客から受け入れた保証基金の返還債務であり、その返還には保証事故の発生がないことが必要となります。また、当該保証基金はお預り後5年間は返還しない他、その後も保証事業の利用期間中はお預りする旨を保証基金預託約款に定めております。

保証基金については経常的な新規受入及び返還が発生いたしますが、返還につきましては、当期末現在、現金預金890百万円、金銭の信託2,009百万円並びに投資信託等387百万円の流動性資産3,286百万円を保有しておりますので、経常的な対応は可能と考えております。また、当期末現在、金融機関借入金等の一定の期限を有する債務はございません。

資金運用の方法につきましては、資産運用コンサルティング会社からの助言を踏まえ、平成27年5月26日開催の取締役会において、短期運用資金については、安全性を第一とすること、長期運用資金については中長期的に許容出来るリスクの下で、信託銀行を受託者として投資顧問会社に運用を委託するとともに、こうした資金の運用状況を、資産運用コンサルティング会社の助言を参考に、社内の資金運用委員会において定期的に確認・把握することを内容とする資金運用規程及び資金運用基準の改正を決議しており、リスクを抑え安全かつ効率的な資金運用に努めてまいります。なお、当期において特定金銭信託の一部の運用資産について円高に伴う為替差損が発生したため、より安全な運用資産への乗換えを行っております。

当期における住宅・不動産業界においては、用地費や建築コスト等の上昇等から首都圏を中心にマンションの販売価格が高止まり傾向にあり、低金利水準や優遇税制等の住宅取得好環境は持続したものの、一次取得者層を中心とした購入マインドは改善されておられません。また、首都圏では中古マンションの供給が新築マンションを上回るなど、当面は新築マンション市場では慎重な供給がなされるものと見られます。このような中、手付金等保証事業につきましては、当社の加盟会員の大半を占める中小不動産会社を取り巻く前記環境から引き続き厳しい状況が続くものと思われませんが、このような中においても取引先の中には開発案件の進捗も見られますので、加盟会員各位のご協力を仰ぎながら、より一層、積極的な営業活動を行い、当社加盟会員からの保証取組額の上積みを図り、営業収入の増加に努めてまいります。

今後も、債務超過の解消につきましては、期間利益を充当していく予定であります。当社の主要事業であります手付金等保証事業の強化及び拡充並びに一層の管理経費の削減を推進し、債務超過の解消期間の短縮を図る所存であります。

しかし、これらの対応策を強力に進める方針にあるものの、今後の住宅・不動産業界の景気動向並びに金融市場の変動による影響を受けざるを得ず、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

継続企業の前提に関して重要な疑義を抱かせる事象については「継続企業の前提に関する開示について(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第74号)」をご参照下さい。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末前1カ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法による原価法により算定しております。)

(2) 金銭の信託

時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、10万円以上20万円未満の少額償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 47年

(2) 投資不動産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、投資不動産は当期事業年度中に売却を行っており、当事業年度末現在保有しているものはありません。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

当事業年度末の住宅ローン保証債務残高のうち損失負担見込額を計上しております。

(5) 責任準備金

手付金等保証、住宅ローン保証業務に伴う保証事故に備えるため、宅地建物取引業法第57条第1項の規定に基づく算定相当額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は宅地建物取引業法第51条に基づいて設立された手付金等保証会社であります。従って、上記同法に基づき収入保証料(手付金等保証料及びローン保証料等)の計上基準は収入金額(未収も含む)をもって計上しております。

なお、未経過保証料は責任準備金(宅地建物取引業法第57条)で処理されております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

( 会計方針の変更 )

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による損益に与える影響はありません。

( 追加情報 )

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

( 貸借対照表 )

1 求償債権等

保証事故の発生した宅地建物取引業者(以下「保証事故会社」という)並びに住宅ローン保証に係る保証金弁済額等から求償金回収額を差引いた残額を計上したものであります。

2 投資不動産

事業資金融資保証先より代物弁済で取得した不動産を、適正価額により受入計上しております。

なお、投資不動産は、当事業年度中に売却を行っており、当事業年度末に現在保有しているものではありません。

3 未払法人税等

法人税、住民税及び事業税の納付予定額であります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法人税	- 千円	千円
住民税	2,299	2,850
事業税	830	2,410
計	3,129	5,260

4 預り保証基金

宅地建物取引業法第59条第1項による保証基金であります。

5 長期預り金

前事業年度(平成28年3月31日)

主に賃貸不動産にかかる預かり敷金であります。

当事業年度(平成29年3月31日)

取引先からお預かりしている資金であります。

6 特別保証基金

宅地建物取引業法第59条第1項並びに定款第34条により繰入れた過年度の利益処分累計額であります。

7 偶発債務

1. 期末手付金等保証債務残高

前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
(株)アール・ティー開発	11,797,057千円	リゾートトラスト(株)	10,318,920千円
リゾートトラスト(株)	5,988,670	(株)アール・ティー開発	8,321,127
伊藤忠都市開発(株)	1,891,239	旭化成不動産レジデンス(株)	1,984,477
(株)東北パートナーズリアルエステート	1,371,210	(株)ゴールドクレスト	1,829,460
(株)ゴールドクレスト	1,205,950	スターツデベロップメント(株)	1,168,450
矢作地所(株)	1,133,508	伊藤忠都市開発(株)	1,081,410
(株)オープンハウス・ディベロップメント	998,000	(株)オープンハウス・ディベロップメント	1,020,450
明和地所(株)	989,391	明和地所(株)	937,442
旭化成不動産レジデンス(株)	719,005	セントラル総合開発(株)	602,138
その他 78社	7,494,421	その他 78社	10,524,568
計	33,588,451	計	37,788,441

2. 期末住宅ローン保証債務残高

前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
136名	356,989千円	85名	280,636千円

(損益計算書)

1 収入保証料

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
手付金等保証料	235,438千円	手付金等保証料	161,672千円
住宅ローン保証料	410	住宅ローン保証料	73
計	235,027	計	161,599

2 収入手数料

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
手付金等保証手数料	4,814千円	手付金等保証手数料	4,634千円
寄託金保管手数料	43	寄託金保管手数料	130
媒介保証手数料	-	媒介保証手数料	-
計	4,857	計	4,764

3 責任準備金繰入額

宅地建物取引業法第57条第1項の規定に基づく算定相当額を繰入れました。

4 販売費及び一般管理費

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度98%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度2%であります。

5 雑支出

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
投資不動産に係る業務委託料及び 管理費	3,460千円	投資不動産に係る業務委託料及び 管理費	765千円
同上固定資産税	689	同上固定資産税	689
株式等売却手数料	4,817	株式等売却手数料	-
その他	63	その他	18
計	9,029	計	1,471

6 法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税及び事業税の納付予定額であります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
法人税	- 千円	法人税	- 千円
住民税	2,850	住民税	2,850
事業税	-	事業税	-
計	2,850	計	2,850



(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	102,000	-	-	102,000
合計	102,000	-	-	102,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	102,000	-	-	102,000
合計	102,000	-	-	102,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	972,735千円	889,769千円
預入期間が3カ月を越える定期預金	22,000	22,000
現金及び現金同等物	950,735	867,769

## 2. 当事業年度における営業の譲受け又は譲渡

該当事項はありません。

## 3. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 重要性がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は宅地建物取引業法第59条第1項による保証基金等の資金について、有価証券等の投資による資金運用を行っております。平成27年5月26日開催の取締役会において、資金運用規程及び資金運用基準を改定しております。これらに基づき運用においては、資産運用コンサルティング会社からの助言を踏まえ、短期運用資金については安全性を第一とすること、長期運用資金については中長期的に許容出来るリスクの下で、信託銀行を受託者として投資顧問会社に運用を委託すること等により、安全かつ効率的な資金運用に努めております。

金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

短期運用資金については安全性を第一とし、長期資金については、信託銀行を受託者とし投資顧問会社3社に運用を委託し、中長期的に許容出来るリスクの下での運用を行っております。社内の資金運用委員会において投資顧問会社の資金の運用状況を定期的に確認し、資産運用コンサルティング会社の助言を参考に見直しする等を行っております。なお、定期的に開催される取締役会に報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)1.(6)参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	972,735	972,735	-
金銭の信託 その他の金銭の信託	1,925,352	1,925,352	-
投資有価証券 その他有価証券	399,606	399,606	-
未収保証料等	20,323	20,323	-
求償債権等	261,598	0	261,598
預り金	(101,601)	(101,601)	-
保証債務	-	-	-

1. 負債に計上されているものについては、( )で示しております。
2. 差額のうち求償債権等に係るものは貸倒引当金を計上しております。
3. 保証債務は貸借対照表に計上しておりませんが、総額は33,945,440千円であります。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金・未収保証料等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託については証券取引業協会及び投資信託協会の公表価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 求償債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しておりますので、当該金額をもって時価としております。

(5) 預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 預り保証基金

預り保証基金（貸借対照表計上額5,031,523千円）は当社の保証事業を利用する宅地建物取引業者たる顧客からの無利息の預り金で、保証事業の利用期間中はお預かりすることを原則としておりますので、将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難であることから、時価の開示から除いております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	972,735	-	-	-
金銭の信託	1,925,352	-	-	-
未収保証料等	20,323	-	-	-
合計	2,918,410	-	-	-

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は宅地建物取引業法第59条第1項による保証基金等の資金について、有価証券等の投資による資金運用を行っております。平成27年5月26日開催の取締役会において、資金運用規程及び資金運用基準を改定しております。これらに基づき運用においては、資産運用コンサルティング会社からの助言を踏まえ、短期運用資金については安全性を第一とすること、長期運用資金については中長期的に許容出来るリスクの下で、信託銀行を受託者として投資顧問会社に運用を委託すること等により、安全かつ効率的な資金運用に努めております。

金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

短期運用資金については安全性を第一とし、長期資金については、信託銀行を受託者とし投資顧問会社3社に運用を委託し、中長期的に許容出来るリスクの下での運用を行っております。社内の資金運用委員会において投資顧問会社の資金の運用状況を定期的に確認し、資産運用コンサルティング会社の助言を参考に見直しする等を行っております。なお、定期的に関催される取締役会に報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）1.（6）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
現金及び預金	889,769	889,769	-
金銭の信託 その他の金銭の信託	2,009,294	2,009,294	-
投資有価証券 その他有価証券	386,997	386,997	-
未収保証料等	36,955	36,955	-
求償債権等	12,636	0	12,636
預り金	(126,147)	(126,147)	-
保証債務	-	-	-

1. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

2. 差額のうち求償債権等に係るものは貸倒引当金を計上しております。

3. 保証債務は貸借対照表に計上しておりませんが、総額は38,069,077千円であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金・未収保証料等  
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 金銭の信託  
 信託財産である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 投資有価証券  
 株式等については取引所の価格によっており、債券及び投資信託については日本証券業協会及び投資信託協会の公表価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 求償債権等  
 担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しておりますので、当該金額をもって時価としております。
- (5) 預り金  
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 預り保証基金  
 預り保証基金（貸借対照表計上額5,053,039千円）は当社の保証事業を利用する宅地建物取引業者たる顧客からの無利息の預り金で、保証事業の利用期間中はお預かりすることを原則としておりますので、将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難であることから、時価の開示から除いております。
- (7) デリバティブ取引  
 該当事項はありません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	889,769	-	-	-
金銭の信託	2,009,294	-	-	-
未収保証料等	36,955	-	-	-
合計	2,936,017	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日現在)

## 1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	281,641	258,712	22,929
	小計	281,641	258,712	22,929
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	117,965	122,132	4,167
	小計	117,965	122,132	4,167
合計		399,606	380,844	18,762

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	1,004,096	430,108	-
(2) 債券			
国債・地方債			
社債	1,048,700	245,460	67,600
その他			
(3) その他	364,052	130,757	
合計	2,416,848	806,325	67,600

当事業年度（平成29年3月31日現在）

## 1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	52,700	48,782	3,918
	小計	52,700	48,782	3,918
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	334,297	343,936	9,639
	小計	334,297	343,936	9,639
合計		386,997	392,718	5,721

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）  
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前事業年度末(平成28年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (千円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (千円)
その他の金銭の信託	1,925,352	1,998,286	72,934	-	72,934

(注)1. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当事業年度末(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (千円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (千円)
その他の金銭の信託	2,009,294	1,977,611	31,683	31,683	-

(注)1. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。



## (退職給付関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)																																																		
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の退職一時金制度(非積立型)制度を採用しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>また、確定給付企業年金制度(積立型)の厚生年金基金制度を採用し、全国住宅地開発厚生年金基金に加入しておりましたが、同基金は平成28年3月29日に厚生労働大臣の認可を受けて解散しております。解散に伴う事業主負担額は生じておりません。</p> <p>2. 確定給付制度</p> <p>簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">62,277</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">3,351</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65,628</td> </tr> </table> <p>貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">65,628</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された退職給付引当金と前払年金費用の純額</td> <td style="text-align: right;">65,628</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">65,628</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された退職給付引当金と前払年金費用の純額</td> <td style="text-align: right;">65,628</td> </tr> </table> <p>厚生年金基金制度</p> <p>1. に記載のとおり、基金が解散しておりますので、記載する事項はございません。</p> <p>退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">3,351</td> </tr> <tr> <td>年金掛金拠出金</td> <td style="text-align: right;">996</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,347</td> </tr> </table>		(千円)	期首における退職給付引当金	62,277	退職給付費用	3,351	退職給付の支払額	-	期末における退職給付引当金	65,628		(千円)	非積立型制度の退職給付債務	65,628	貸借対照表に計上された退職給付引当金と前払年金費用の純額	65,628	退職給付引当金	65,628	貸借対照表に計上された退職給付引当金と前払年金費用の純額	65,628		(千円)	勤務費用	3,351	年金掛金拠出金	996	退職給付費用	4,347	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。</p> <p>確定給付企業年金制度(積立型の企業年金基金)は、加入者均等の基準給与の額及び市場金利の動向に基づいた再評価率により計算された利息相当額を、加入者の仮想個人勘定に積み立てる制度となっております。本企业年金基金は総合設立の企業年金のため、自社の拠出金に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ません。したがって本企业年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。</p> <p>なお、本企业年金基金は、平成28年3月29日に解散した厚生年金基金(以下「解散基金」と言います。)より解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付を受けることとされており、解散基金の加算適用加入員期間は、本企业年金基金の加入者期間に算入されます。</p> <p>退職一時金制度(非積立型)では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 確定給付制度</p> <p>簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">65,628</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,995</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td style="text-align: right;">199</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">68,424</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">68,424</td> </tr> </table> <p>確定給付企業年金制度</p> <p>1) 制度全体の積立状況に関する事項</p> <p>本企业年金は、平成28年10月1日に設立され、最初の決算が平成30年3月31日であることから、現時点では記載事項についての情報がございません。</p> <p>2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合</p> <p>本企业年金は、平成28年10月1日に設立され、最初の決算が平成30年3月31日であることから、現時点では記載事項についての情報がございません。</p> <p>退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,796</td> </tr> <tr> <td>年金掛金拠出金</td> <td style="text-align: right;">199</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,995</td> </tr> </table>		(千円)	期首における退職給付引当金	65,628	退職給付費用	2,995	退職給付の支払額	-	制度への拠出額	199	期末における退職給付引当金	68,424	貸借対照表に計上された退職給付引当金	68,424		(千円)	簡便法で計算した退職給付費用	2,796	年金掛金拠出金	199	退職給付費用	2,995
	(千円)																																																		
期首における退職給付引当金	62,277																																																		
退職給付費用	3,351																																																		
退職給付の支払額	-																																																		
期末における退職給付引当金	65,628																																																		
	(千円)																																																		
非積立型制度の退職給付債務	65,628																																																		
貸借対照表に計上された退職給付引当金と前払年金費用の純額	65,628																																																		
退職給付引当金	65,628																																																		
貸借対照表に計上された退職給付引当金と前払年金費用の純額	65,628																																																		
	(千円)																																																		
勤務費用	3,351																																																		
年金掛金拠出金	996																																																		
退職給付費用	4,347																																																		
	(千円)																																																		
期首における退職給付引当金	65,628																																																		
退職給付費用	2,995																																																		
退職給付の支払額	-																																																		
制度への拠出額	199																																																		
期末における退職給付引当金	68,424																																																		
貸借対照表に計上された退職給付引当金	68,424																																																		
	(千円)																																																		
簡便法で計算した退職給付費用	2,796																																																		
年金掛金拠出金	199																																																		
退職給付費用	2,995																																																		

(ストック・オプション等関係)  
 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金損金算入限度超過額	1,503	1,524
貸倒引当金損金算入限度超過額	79,458	3,364
退職給付引当金超過額	20,095	20,951
投資不動産減損損失	19,511	-
債務保証損失引当金繰入額	2,893	2,487
その他	605	1,099
繰越欠損金	1,139,563	1,219,072
繰延税金資産小計	1,263,628	1,248,498
評価性引当額	1,263,628	1,248,498
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	7,949
繰延税金負債合計	-	7,949
繰延税金資産又は繰延税金負債( )合計	-	7,949

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因の主な項目別内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
(調整)		
交際費・過年度損金等永久に損金に算入されない項目	0.01%	0.24%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.39%	1.67%
住民税均等割額	0.35%	5.74%
評価性引当額	33.91%	29.43%
税率変更による期末評価性引当額の減額修正	1.22%	-%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.35%	5.74%

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する本店及び大阪支店事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する本店及び大阪支店事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は代物弁済で取得した不動産を賃貸用として運用しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性がないため注記の記載は省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、手付金等保証・保管事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、手付金等保証・保管事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

手付金等保証・保管事業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント
リゾートトラスト株式会社	50,208	手付金等保証事業
アール・ティー開発株式会社	32,308	手付金等保証事業

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

手付金等保証・保管事業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント
リゾートトラスト株式会社	50,761	手付金等保証事業
アール・ティー開発株式会社	43,576	手付金等保証事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、手付金等保証・保管事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (保証証書発行額) (千円)	科目	科目
									期末残高 (千円)	収入金額 (千円)
役員	小山芳樹	-	-	平安建設㈱ 代表取締役	(被所有者) 間接 0%	平安建設㈱に対する手付金等保証	手付金等保証	3,000	手付金等保証債務残高 - 預り保証基金 - 未収保証料等 -	収入保証料 11
役員	久保田幸男	-	-	平和建設㈱ 代表取締役	(被所有者) 間接 0%	平和建設㈱に対する手付金等保証	手付金等保証	-	手付金等保証債務残高 - 預り保証基金 3,100 未収保証料等 -	収入保証料 -

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との手付金等保証取引については、一般の取引先と同一の条件で決定しております。

当事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (保証証書発行額) (千円)	科目	科目
									期末残高 (千円)	収入金額 (千円)
役員	久保田幸男	-	-	平和建設㈱ 代表取締役	(被所有者) 間接 0%	平和建設㈱に対する手付金等保証	手付金等保証	-	手付金等保証債務残高 - 預り保証基金 3,100 未収保証料等 -	収入保証料 -

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との手付金等保証取引については、一般の取引先と同一の条件で決定しております。

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
1株当たり純資産額	21,359円76銭	1株当たり純資産額	20,193円13銭
1株当たり当期純利益金額	7,919円58銭	1株当たり当期純利益金額	458円93銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益(千円)	807,797	46,811
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	807,797	46,811
期中平均株式数(株)	102,000	102,000

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他の有価証券	グローバルソブリンオープン(投資信託受益証券)	200,000千口	99,600
		D I A M J - R E I Tオープン	200,000千口	110,680
		ラサール・グローバルREI ファンド	200,000千口	54,740
		大和日本企業外債ファンド	50,000千口	49,035
		M U K A Mバランス・イノベーション	29,829,970口	30,483
		インベスコ・オフィス・Jリート投資法人	200口	20,242
		日本ヘルスケア投資法人	128口	22,217
		計	-	386,997
金銭の信託	その他の有価証券	グローバル株式低ボラティリティ運用ファンド	461,122千口	491,649
		セレクト米国株ロング/ショート戦略ファンド	467,683千口	513,423
		Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド	999,624千口	1,004,222
		計	1,928,429千口	2,009,294

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	34,836	-	-	34,836	25,262	607	9,574
工具、器具及び備品	5,917	-	-	5,917	5,450	427	466
土地	940	-	-	940	-	-	940
有形固定資産計	41,692	-	-	41,692	30,712	1,034	10,980
無形固定資産							
電話加入権	636	-	-	636	-	-	636
無形固定資産計	636	-	-	636	-	-	636
長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	261,613	15	242,056	6,921	12,651
賞与引当金	4,870	4,940	4,870	-	4,940
責任準備金	158,643	124,392	-	158,643	124,392
債務保証損失引当金	9,448	-	-	1,326	8,122

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の(その他)は、求償債権等の回収に伴う戻入額及び洗替による戻入額であります。

2. 責任準備金の当期減少額の(その他)は、宅地建物取引業法第57条第1項に基づく洗替額であります。

3. 債務保証損失引当金の当期減少額の(その他)は、ローン保証債務者本人が金融機関に返済した金額に係る戻入額であります。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。



## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	419
預金	
当座預金	2
普通預金	867,348
定期預金	22,000
小計	889,350
合計	889,769

## ロ．未収保証料等

区分	金額(千円)
未収保証料	29,746
未収手数料	6,886
未収調査料	323
合計	36,955

## 固定資産

## イ．求償債権等

相手先	金額(千円)
住宅ローン保証関連 2名	12,636
合計	12,636

## 流動負債

## イ．預り金

相手先・区分	金額（千円）
リゾートトラスト(株)他 82社（概算保証料預り金）	125,505
役員・職員他 3月分源泉所得税・住民税・社会保険料	610
その他	32
合計	126,147

## 固定負債

## イ．預り保証基金

保証基金預託者の氏名	金額（千円）
リゾートトラスト(株)	637,500
(株)ゴールドクレスト	302,378
アール・ティール開発(株)	287,500
明和地所(株)	250,000
(株)大京	193,600
(株)信和不動産	158,290
アートプランニング(株)	152,860
アルバクリエイト(株)	133,100
(株)ユニホー	89,390
西武ハウス(株)	80,000
小計（10社）	2,284,618
その他の預託者（765社）	2,768,421
合計	5,053,039

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	該当事項なし
株式の名義書換	
取扱場所	東京都新宿区新宿1丁目26番6号 新宿加藤ビルディング 全国不動産信用保証株式会社 本社
株主名簿管理人	なし
取次所	全国不動産信用保証株式会社 大阪支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	50円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	なし
株主名簿管理人	なし
取次所	なし
買取手数料	なし
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第45期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月24日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

第46期中（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

平成28年12月26日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月15日

全国不動産信用保証株式会社

取締役会 御中

監査法人 ネ ク ス テ ィ

代表社員 公認会計士 須賀 一也 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 井野 正信 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている全国不動産信用保証株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国不動産信用保証株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当期末現在2,060百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。